

基本理念4

人々が行きかい 自然と共生する
便利で快適な まちづくり

- 茅ヶ崎市は、海・川・里山の自然環境に恵まれ、平たんな地形にコンパクト※な市街地が形成されており、この茅ヶ崎らしい都市の特徴を十分に生かした「住んでよかった、住み続けたい」と思える魅力あるまちを維持・創造します。
- 現在の都市構造を基本に都市の成熟を図るため、市街地の無秩序な拡大を抑制して自然環境との調和を図るなど、地域の特性に配慮した都市づくりや道路などの基盤整備に取り組みます。
- 市民生活の利便性を高める都市機能を効果的に集約した都市拠点の整備や、公共交通を主体とした環境負荷の少ない交通体系の形成を目指します。
- 公共下水道の污水管の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質を良好に保ちます。また、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るとともに、川に親しめる快適な水環境を創出します。
- 茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携やブランド化戦略を進めて、多くの人々が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出や次世代の定住を図ります。
- 自然環境など地域の特性に配慮し、生活や防災性、産業に配慮した活力あるまちづくりを図ります。

政策目標

政策目標10	魅力にあふれ住み続けたいまち	〔都市づくり〕
政策目標11	だれもが快適に過ごせるまち	〔土木・基盤〕
政策目標12	快適な水環境が守られるまち	〔下水道・河川〕
政策目標13	地域の魅力と活力のある産業のまち	〔産業・雇用〕
政策目標14	農地の適正で有効な利用を図る	〔農業委員会〕

基本理念4に関する現状・課題・方向性

●魅力と活力のある都市空間の形成

茅ヶ崎市は、行政区域の全域が都市計画区域であり、昭和45(1970)年に市街化区域及び市街化調整区域が定められています。昭和30年代後半からの人口増加に伴う居住地不足を解消するため、平成5(1993)年、香川・下寺尾地区の約31.5ヘクタールを市街化区域に編入し、土地区画整理事業により計画戸数1000戸の都市づくりを行いました。今後は、現在の土地利用を継続しつつ、都市基盤の整備などにより魅力と活力のある都市空間の形成を図ります。

●総合的な土地利用施策

現在の都市構造を基本に魅力と活力のある都市空間の形成を図るため、まちづくりのルールの拡充、自然や農業環境の保全に向けた取り組みの充実など、総合的な土地利用施策を市民との合意形成のもと、今後も積極的に推進していくため、必要な制度の制定と拡充を図ります。

●地域特性に応じた市街地環境の改善、基盤整備

市民の多くは、自然の豊かさと生活の利便性、居住環境という側面から、住み良さを実感しています。その一方で、高密度な市街地の形成過程で、生活道路や公園の整備が遅れ、生活基盤に対する市民満足度が低いことから、住宅地、商業地、工業地など、地域特性に応じた市街地環境の改善、基盤整備を進めます。

●環状道路や主要幹線道路の整備と狭あい道路の解消、無電柱化の推進

茅ヶ崎市の都市計画道路の整備状況は、平成20(2008)年度末の整備率が53.6%であり、近隣市の藤沢市70.2%、平塚市62.3%に比べて整備率が低い状況です。現在整備中の環状道路や主要幹線道路を優先的に整備し、茅ヶ崎駅周辺へ集中する交通渋滞の解消や、歩行者などの安全性の確保と交通の利便性を図ります。また、狭あい道路などの解消や無電柱化を推進し、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮した都市づくりを進めます。

●雨水対策の充実と快適な水環境の創出

昭和38(1963)年度より着手した、公共下水道の平成21(2009)年度末の整備率は、污水施設では96.3%と、県内の一般市の平均より高く、公衆衛生、生活環境が向上するとともに河川の水質が改善されるなどの効果が得られています。一方で、雨水施設は、面積整備率が46.9%と低いことから、雨水対策を充実させ、浸水被害の軽減を図るため施設整備を進めます。また、河川については、浸水被害を軽減するとともに、川に親しめる快適な水環境を考慮した、千ノ川整備計画を策定しており、その計画に基づき事業を進めます。

●各産業の生産性向上とブランド価値の創造、雇用促進の環境づくり

茅ヶ崎市の産業は、農業・漁業、商業、工業のそれぞれで、従業者数や事業所数が減少傾向です。このため、茅ヶ崎の高い知名度や地域資源、企業の先端技術等を生かしながら、各産業の連携を進め、生産性の向上やブランド価値の創造、雇用促進などの環境づくりを図ります。

●産業系土地利用の検討と企業誘致

首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)延伸に伴う(仮称)寒川南インターチェンジ周辺においては、産業系土地利用を検討し、計画的な企業誘致などを図ります。

●浜見平地区の段階的な整備

浜見平地区は、周辺地区も含め、少子・高齢化を考慮し、団地の建て替えに合わせ、利用者の生活の利便性や防災性の向上を図るため、公共施設・商業施設を段階的に整備します。



政策目標10

魅力にあふれ住み続けたいまち

〔都市づくり〕

目指すべき将来像

- 都市計画制度が適正に運用され、市街地と自然の良好なバランスが保たれている
- 地域特性を生かしたきめ細かなルールで、秩序ある土地利用や良好な住環境が維持・創出されている
- 中心市街地や都市拠点の利便性が高まり、徒歩や公共交通、自転車を利用する割合が高まっている
- 都市の防災性能が向上している
- 地域特性を生かした魅力ある景観を、市民・事業者・行政が一体となって、維持・創出している。
- 豊かな自然環境が保全され、身近にみどりが感じられる



施策目標

施策目標36	地域特性を生かした都市空間をつくる
施策目標37	住みやすく住み続けたいまちをつくる
施策目標38	美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを保全・再生・創出する
施策目標39	安全で秩序ある住環境を形成する
施策目標40	開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

指 標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

市域は、昭和45(1970)年に市街化区域と市街化調整区域に区域区分され、市街地と自然環境のバランスが良好に保たれています。今後は、大きな区域区分の変更を行わず、現在の都市構造を基本に魅力と活力のある都市空間の形成を図ります。

中心市街地などで、徒歩や公共交通、自転車の利用により、歩行者に配慮した環境負荷の少ない交通体系の形成を進め、公共交通利用回数の増加を図ります。

市域の貴重なみどりの保全・再生・創出を図るため、生物多様性のある自然を守り、次世代へ豊かなみどりを継承します。具体的な施策としては、特別緑地保全地区の指定や「茅ヶ崎市緑の保全及び緑地の推進に関する条例」の見直しなどを行うものです。

また、災害に強いまちづくりを目指し特定建築物や住宅の耐震化を進め、安全で住みやすい都市を形成します。

指標1

「まちなみ・景観に満足している」と思う市民の割合

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
29.2%(平成21年度)	30.2%	31.2%
(目標設定の考え方) 景観形成などの取り組みが効果的に実施できているかを測ります。 平成21年度に実施した「まちづくり市民満足度調査」において、「茅ヶ崎市の地域の特性や魅力をいかしたまちなみ・景観には現在のどのくらい満足しているか」を聞いたところ、「大変満足している2.5%」、「ある程度満足している26.7%」という結果になりました。 平成32年度までに「大変満足している」、「ある程度満足している」と回答した人を2%増加させることを目標としました。		

指標2

年間公共交通利用回数(市民1人当たり)

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
401.5回(平成21年度)	430.2回	455.5回
(目標設定の考え方) 鉄道、路線バス、コミュニティバスのそれぞれの利用者数をベースとし、その年度の人口で割り返すことにより、市民1人当たりの年間の公共交通利用回数を測ります。 進展する高齢化社会を見据えつつ、交通事業者と連携を図りながら、公共交通の利用促進に向けた取り組みを行います。 平成17年度385.5回から平成21年度は401.5回と増加しており、過去の伸び率を勘案し、毎年1%程度増加させることを目標としました。		

表. 年間公共交通利用回数(市民1人当たり)

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
385.5回	391.4回	396.8回	397.1回	401.5回

指標3 市域面積における緑地面積率

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
17.4%(平成21年度)	20.0%	22.0%
(目標設定の考え方) みどりの保全・再生・創出が効果的に実施できているかを測ります。 平成21年度に「みどりの基本計画」を策定し、緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策として、特別緑地保全地区の指定や「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しを行います。 みどりの基本計画策定時から計画終期の緑地面積率の伸び率を勘案し、4.6%増加させることを目標としました。		

表. 市域面積における緑地面積率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
—	—	—	17.5%	17.4%

指標4 特定建築物や住宅の耐震化率

	基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
特定建築物	86.1%(平成21年度)	90.0%	—
住宅	69.1%(平成21年度)	90.0%	—
(目標設定の考え方) 特定建築物や住宅の耐震化率を向上するための、取り組みが効果的にできているかを測ります。 平成18年度の耐震化率は、特定建築物83.3%、住宅65.4%となっています。平成19年度に「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」を策定し、災害に強いまちづくりを目指して、平成27年度までに特定建築物及び住宅の耐震化率を90.0%とすることを目標としました。今後は、耐震化率の進捗管理を実施し、動向を踏まえながら、平成32年度の目標値の設定を行います。			

表. 特定建築物や住宅の耐震化率

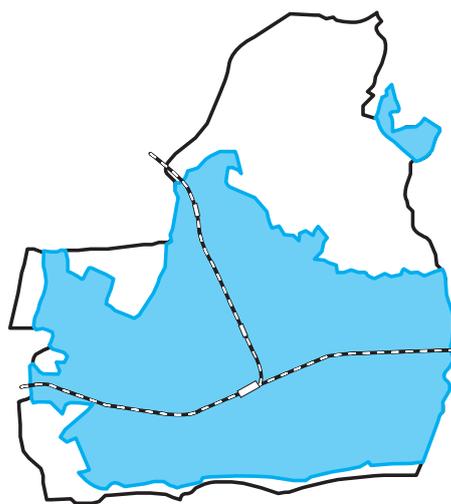
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
特定建築物	—	83.3%	84.5%	85.8%	86.1%
住宅	—	65.4%	66.8%	68.0%	69.1%



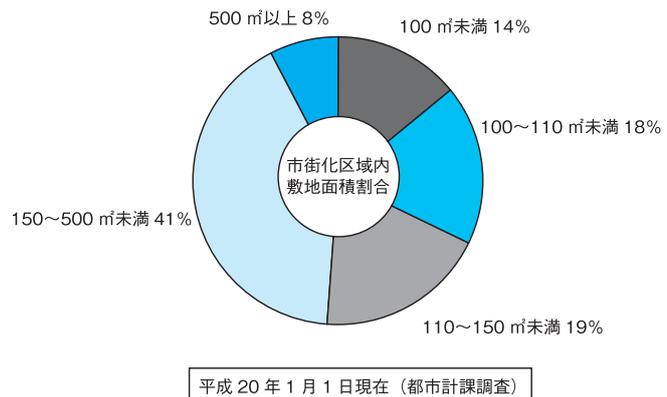
施策目標36 地域特性を生かした都市空間をつくる

現 状

- ◇市域は、昭和45(1970)年に市街化区域と市街化調整区域に区分されています。市街化区域では、機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成などを目的に用途地域などの地域地区が指定され、土地利用が区分されています。また、市街化調整区域では、無秩序に市街地が広がらないよう、一定のルールにより、建築・開発などが制限され、市街化が抑制されています。
- ◇近年、敷地面積規模の現況は、市街化区域全体で見ると約14%が100㎡を下回るなど、敷地の細分化が進んでいます。そのため、街区単位での良好な環境を整備、開発、保全するため、地区計画制度の活用が求められています。
- ◇茅ヶ崎市の地区計画区域は、平成12(2000)年度末に4地区、40.9ヘクタールであったものが、平成20(2008)年度末では6地区、68.2ヘクタールに指定区域が拡大しています。



(平成 22 年 3 月現在)



施策のねらい

(1) 地域特性に配慮した土地利用の推進

魅力と活力ある都市空間の形成に向け、地域特性に応じた適切な規制・誘導で、良好な住宅地などの形成や自然環境に配慮した土地利用を進めます。

(2) 地域特性を生かしたルールの整備

安心して住み続けることができる住環境の形成に向け、地域住民と協働※して、地域の特性を生かした地区計画など、ルールの制定や拡充を進めます。

施策目標37

住みやすく住み続けたいまちをつくる

現 状

- ◇バス交通は、「茅ヶ崎市総合交通プラン」の個別計画である「茅ヶ崎市乗合交通整備計画」に位置づけられたコミュニティバスが、平成14(2002)年から中海岸・南湖ルートの運行を皮切りに、平成17(2005)年度には北部循環市立病院線の運行を開始しました。また、平成19(2007)年度には鶴嶺循環市立病院線・東部循環市立病院線を運行し、現在4路線が運行を行っています。
- ◇「茅ヶ崎市総合交通プラン」の個別計画である「ちがさき自転車プラン」の目標である「人と環境にやさしい自転車のまち茅ヶ崎」の実現に向け、市民・事業者・行政の協働※によるプラン推進を図っています。
- ◇東海道貨物線の本格的な旅客化やJR相模線の複線化など、国や鉄道事業者への要望活動を実施しています。
- ◇都市防災推進事業として、平成20(2008)年度に地震による地域危険度測定調査を実施しました。また、発災から復興までを迅速に行うための庁内体制整備のため、茅ヶ崎市震災復興対策マニュアル(案)を作成しました。
- ◇平成20(2008)年6月に「ちがさき都市マスタープラン」を改定し、土地利用などに関する取り組み方針を示すとともに、今後おおむね10年間に重点的に取り組む施策を明確にしました。

施策のねらい

(1) 集約型都市構造の実現に向けた交通体系の構築

集約型都市構造の実現に向け、利便性が高く、人と環境にやさしい交通体系を構築します。また、公共交通を優先した新たな交通システムを導入します。

(2) 鉄道輸送力の増強

JR東海道本線、JR相模線の輸送力増強について事業者へ働きかけます。

(3) 防災体制の構築

都市防災推進事業の推進を図り、災害時の被害を軽減し、被災後の迅速な復旧のため、自助・共助・公助による取り組み体制の構築を目指します。

(4) 住環境整備の調査・研究

住環境整備を進めるため、必要な支援や法制度の導入を進めます。

施策目標38

美しい景観を形成し、命をはぐくむみどりを
保全・再生・創出する

現 状

- ◇「茅ヶ崎市景観計画」と「茅ヶ崎市景観条例」の運用を平成20(2008)年10月から開始し、市民と協働※でまちづくりを行う体制が整いました。
- ◇今後のみどりの将来あるべき姿とそれを実現するための施策を掲げた新しい「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を平成21(2009)年7月に策定しました。
- ◇都市計画区域面積における緑地面積は、平成7(1995)年の652.44ヘクタールから平成21(2009)年には、625.08ヘクタールに減少しました。

施策のねらい

(1) 地域特性を生かした景観の形成

歴史の積み重ねの中で形づくられてきた「地域らしさ(地域特性)」を感じさせる魅力的な景観を、市民・事業者・行政が一体となって守り、育て、創造していくことで、快適な都市環境を実現します。

(2) みどりの保全・再生・創出

生物多様性のある自然を守り、次世代へ豊かなみどりを継承し、快適な都市と健康で心豊かな生活を支えるみどりを創造します。

「都市緑地法」などの法制度の活用や「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しなどにより、みどりの保全・再生・創出に努めます。

市民・事業者・行政の主体的な取り組みと協働※による実効性のあるみどり豊かなまちづくりを推進します。

計画の実効性を高めていくために、緑のまちづくり基金の充実を図ります。



施策目標39

安全で秩序ある住環境を形成する

現 状

- ◇平成21(2009)年度現在、建築確認申請の約8割が民間確認機関に提出されているため、常に民間確認機関が処分した内容も確認しながら、法令に則した的確な審査・指導を行っています。
- ◇「ハートビル法」(平成6年施行)と「神奈川県福祉の街づくり条例」(平成8年施行)により不特定多数の人や高齢者・障害者などが利用する施設や公共施設などを対象として、バリアフリー化を指導してまいりましたが、少子高齢社会の一層の進行や「バリアフリー新法」(平成18年施行)の制度など、社会状況の変化に対応するため条例が改正され、名称が「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」となりました。
- ◇平成20(2008)年3月に「茅ヶ崎市耐震改修促進計画」、同年8月には「耐震改修促進計画(実施計画)」を策定し、市内にある建築物の耐震化率向上に取り組んでいます。平成18(2006)年度の住宅の耐震化率は約65%でしたが、平成21(2009)年度には約69%に向上しています。

施策のねらい

(1) 建築確認・許認可制度の適正な運用

建築確認・許認可制度を適正に運用することで、安全、防火、衛生面などが良好なまちづくりを進めます。

(2) バリアフリー化や福祉のまちづくりの推進

「バリアフリー新法」や「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」などにに基づき、建築物などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン※化を図り、だれもが暮らしやすいまちをつくれます。

(3) 住宅・建築物の耐震化

地震に強いまちづくりを目指し、住宅、建築物の耐震補強や建て替えを促進し、耐震化率の向上を図ります。

施策目標40 開発行為時の規制と秩序あるまちづくりを促進する

現 状

- ◇首都圏における住宅都市として発展してきた中で、住宅・宅地開発が続いてきました。
- ◇ここ数年の開発許可申請件数は、年70件前後で推移しており、いわゆるバブル期と呼ばれたころ(年100件前後)よりは少ないものの、住宅・宅地開発がまだまだ続いている状況です。
- ◇市街化調整区域における建築許可申請件数は、毎年13件程度となっており、ここ数年大きな変化はありません。
- ◇社会経済情勢の変化の中、戸建て住宅やマンションといった住宅系の開発だけでなく、店舗、ホテル、老人ホームなど、多様な施設の立地もある中で、周辺との調整を図っています。

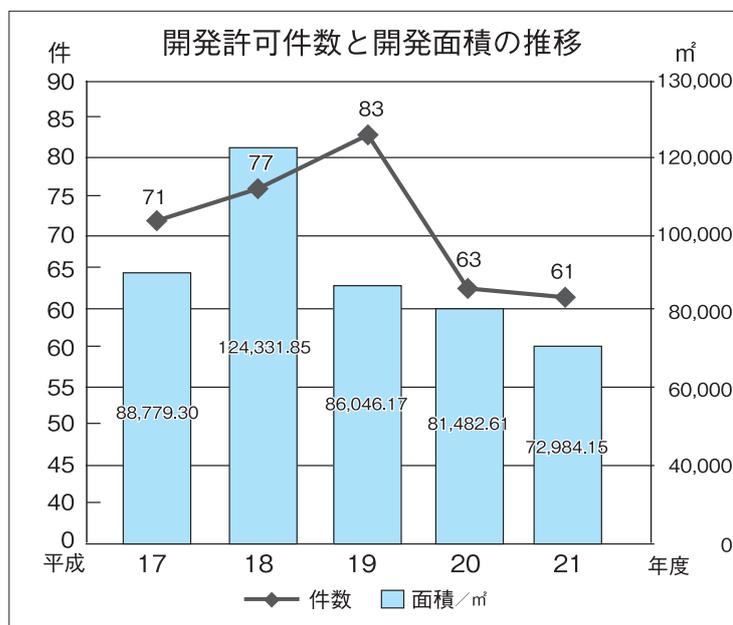


表. 開発許可件数と開発面積の推移

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
件数	71	77	83	63	61
面積	88,779.30㎡	124,331.85㎡	86,046.17㎡	81,482.61㎡	72,984.15㎡

施策のねらい

(1) 無秩序な市街化の抑制

無秩序な市街化を防ぎ、良好な都市環境の形成に資する土地利用を促進するため、宅地開発などにあたって、一定の基準に沿った指導を行います。

(2) 開発・建築の許可制度などの適正な運用

都市計画法に基づく開発許可や建築許可、「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」など、各制度の適正な運用を図ります。

政策目標11

だれもが快適に過ごせるまち

〔土木・基盤〕

目指すべき将来像

- 道路情報管理システムが構築され、道水路敷が効率的に管理・利用されている
- 道路・橋りょうの整備により、渋滞の緩和効果があらわれている
- 生活道路の整備などにより、狭あい道路の多いエリアが縮小している
- 公園・緑地が市民の憩いや交流の場として、親しみを持って利用されている
- 公共建築物の耐震化が進み、安心して利用し、住み続けることができる



施策目標

施策目標41	道水路敷の効率的な管理・利用を進める
施策目標42	交通を円滑に処理する道路網を整備する
施策目標43	身近な生活道路を安全で快適にする
施策目標44	公園・緑地を整備する
施策目標45	安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

指 標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

都市計画道路は、都市の機能を支える重要な都市施設ですが、近隣市に比べて整備率(55.1%)が低い状況であり、交通の円滑化や歩行者などの安全性、利便性の向上のため、国・県が主体として3路線(約2120m)、市が事業主体として1路線(340m)を整備し、整備率59.0%を目指します。また、誰もが利用しやすい道路空間を確保するため、既存歩道の段差解消や歩道整備を進めます。

都市公園の面積水準は、2.37㎡/人と県内市平均4.68㎡/人に比べて低い状況であり、公園・緑地などの整備により面積の向上を図ります。

老朽化した市営住宅を計画的に整備し、多様化する住宅に困窮する低額所得者に対して低廉で良質な住宅の供給を目指します。

指標1 都市計画道路の整備率

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
55.1%(平成21年度)	58.2%	59.0%
(目標設定の考え方) 都市計画道路27路線のうち主要幹線、都市幹線、環状道路を中心に整備することにより、安全で円滑に移動ができる骨格的な道路網の整備の進捗状況を測ります。 都市計画道路は、現在までに27路線、路線総延長6万3070mを計画決定し、国、県、市を事業主体として、平成21年度までに3万4773mが整備され、整備率55.1%となっています。 中間値の数値の伸び率は3.1%を見込んでおり、内訳は国・県が事業主体約2.6%、市が事業主体約0.5%となっています。また、目標値は中間値から約0.8%の伸び率を見込んでおり、内訳は国・県が事業主体のみとなっています。		

表. 都市計画道路の整備率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
48.0%	52.0%	52.9%	53.6%	55.1%

指標2 道路の歩道整備延長

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
4.0km(平成20年度)	6.4km	8.1km
(目標設定の考え方) 誰もが利用しやすい道路空間の確保を目指して、既存歩道の段差解消や歩道の新設工事を行うことにより、歩行者などが安全で快適に移動ができる歩道整備の進捗状況を測ります。 現在整備中の路線の整備実績を基準に、年350mの整備延長を目標としました。		

表. 道路の歩道整備延長

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
2.5km	2.6km	2.9km	3.4km	4.0km

指標3

市民1人当たりの都市公園面積

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
2.37㎡/人(平成21年度)	3.55㎡/人	8.73㎡/人
<p>〔目標設定の考え方〕</p> <p>安全・安心で快適な暮らしを支える公園・緑地の整備が効果的に実施できているかを測ります。</p> <p>平成21年度にみどりの基本計画を策定し、安全・安心で快適な暮らしを支えるみどり豊かなまちづくりを目指すものです。中間値は、みどりの基本計画に基づき、平成21年度実績に整備予定のある公園、緑地6か所の他提供公園の見込み分を加算して設定をしたものです。目標値は、みどりの基本計画における平成30年度の目標としました。</p> <p>平成31年度以降については、今後の動向を踏まえて設定を行います。</p>		

表. 市民1人当たりの都市公園面積

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
2.17㎡	2.28㎡	2.38㎡	2.38㎡	2.37㎡

指標4

高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
79戸(平成22年度)	180戸	250戸
<p>〔目標設定の考え方〕</p> <p>住宅に困窮する低額所得者に対する居住の安定を図るため、供給・改善が進んでいるかを測ります。</p> <p>市営住宅の整備は、借上型市営住宅による良質な住宅の整備を行うほか、老朽化の進むストック住宅においても、入居者の居住性・安全性の向上が図られるよう改善事業を実施し、安全・安心な住まいの供給を目指します。</p> <p>住宅に困窮するファミリー世帯や、高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の安定供給を目指すため、借上型市営住宅のほか、平成21年度策定の「茅ヶ崎市営住宅等長寿命化計画」に基づく住戸改善事業や「公共施設整備・再編計画」に基づく建替事業による市営住宅供給戸数を目標としました。</p>		

表. 高齢者・障害者等に配慮した良質な市営住宅の供給戸数

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
52戸	52戸	52戸	79戸	79戸

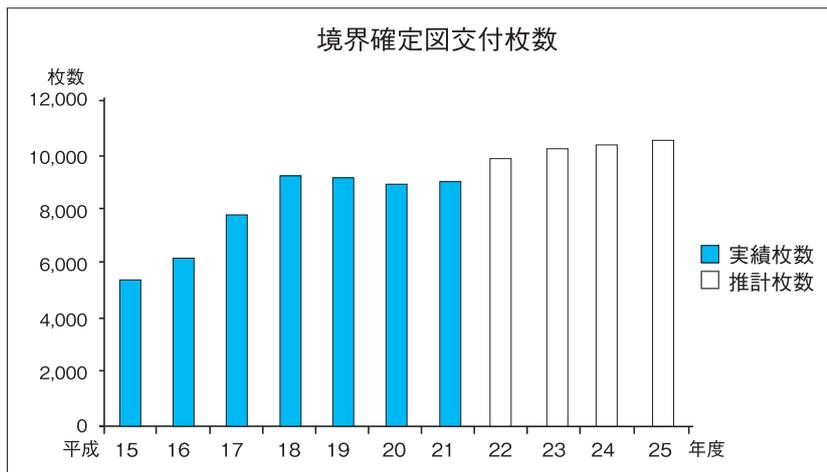


施策目標41

道水路敷の効率的な管理・利用を進める

現 状

- ◇道水路敷の払い下げ、付け替えなどの事前協議申請は年間30～40件程度であり、現在200件の事案を処理しています。払い下げ、付け替えに要する処理期間例は、最短で7か月、最長で約2年10か月、平均で1年4か月です。期間を要する要因として、年間4回開催を予定されている「茅ヶ崎市不動産評価委員会」への諮問・答申と市議会の議決を得て、法定管理期間（2か月）を経なければ執行できないなど、事案処理に多くの時間を要しています。
- ◇昭和39(1964)年に境界確定図を作成して以来、現在約8万2000枚の境界確定図を管理し、コピー機を利用した手作業での窓口交付を行っています。平成10(1998)年度から平成15(2003)年度までは、年間5000枚以上の交付枚数で推移していたものが、登記手続の厳密化などにより、現在では年間9000枚以上の境界確定図の交付を行っており、今後も増加が見込まれます。



施策のねらい

(1) 法令に基づく市道の管理

法令に基づき、市道を管理するため、市道の認定と廃止、区域の決定や供用の開始などを行います。

(2) 道水路敷の有効利用

行政財産である道水路敷の有効利用を図るため、積極的に用途廃止、交換、払い下げ業務を行います。あわせて、道路敷の寄付採納と道水路敷の付け替えを行います。

(3) 道水路敷の境界確定や電子データ化による管理

道水路敷を管理するため、境界確定業務を推進するとともに、境界確定図交付事務の簡素化と迅速化を図るため、電子データ化による道路情報管理システムの運用を推進します。

施策目標42 交通を円滑に処理する道路網を整備する

現 状

◇茅ヶ崎市の都市計画道路は、新湘南国道や国道134号など市域を東西に横断する幹線と、それらをはしご型に結合する南北方向の道路で構成されています。現在27路線延長6万3070mで計画決定されています。整備状況は、平成12(2000)年度末で整備率が43.5%でしたが、平成21(2009)年度末まで55.1%まで進捗しています。しかし、近隣都市に比べ低い整備水準となっています。

平成12年度の調査では、混雑度※1.75以上(慢性的混雑度)とされる県道遠藤茅ヶ崎線、国道134号と混雑度※1.25~1.75(ピーク時混雑と慢性的混雑の中間的混雑度)とされる国道1号が混雑度※の高い上位3路線であり、東西方向に交通機能向上のため、新湘南国道、国道134号、県道藤沢大磯線と市道柳島小和田線、市道新国道線の整備促進を図り、南北方向においては、主要地方道丸子・中山・茅ヶ崎線、市道東海岸寒川線、更には市道小和田中赤線、県道中海岸寒川線、市道南湖深田線の整備により、混雑度の緩和を目指し、上記10路線のうち7路線を整備し、または、事業化してきました。

施策のねらい

(1) 幹線道路・環状道路の整備

都市機能を支える都市計画道路を主とした幹線道路、環状道路を整備し通過交通車両を抑制し、地域間の移動の利便性の向上と歩行空間・自転車走行空間の確保に努め、交通の円滑化により安全な道づくりを進めます。また、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保、景観や環境に配慮した道路づくりを進めます。



施策目標43 身近な生活道路を安全で快適にする

現 状

- ◇狭あいな道路が多く、災害時における緊急活動の円滑化や避難路の確保が困難です。
- ◇狭あい道路整備事業では、建築確認や自主的な協力により平成21(2009)年度は303件、2507㎡(3909m)の整備を実施しました。
- ◇道路舗装路面の老朽化に伴う損傷箇所が多く見られ、平成21(2009)年度には3万3096㎡の舗装修繕工事を実施しました。
- ◇集中豪雨による路面の冠水箇所が多く発生しています。

施策のねらい

(1) 生活道路の整備

安全で快適な生活環境を確保するため、狭あい道路などの整備や舗装修繕を積極的に行い、生活道路の整備を推進します。

(2) 道路排水施設などの整備

集中豪雨対策として、道路冠水発生箇所については、状況に応じた道路排水施設の整備を行います。また、迅速な交通誘導と通行の制限により、道路の安全な通行の確保を推進します。

(3) だれもが利用しやすい道路空間の確保

道路の無電柱化やバリアフリー化を推進することにより、だれもが利用しやすい道路空間を確保し、交通事故の減少を図ります。



施策目標44 公園・緑地を整備する

現 状

- ◇市民1人当たりの都市公園面積は、平成13(2001)年度末の1.96㎡/人から、平成21(2009)年度末の2.37㎡/人へと増加しましたが、県内市平均の4.71㎡/人に比べ、依然として低い水準です。
- ◇公園・緑地が不足している中で、借地により用地を確保し、公園・緑地の整備を図っています。
- ◇都市公園は、平成21(2009)年度末現在、162か所設置されていますが、開設後20年以上経過している公園が50か所程度あり、施設の老朽化が進んでいます。
- ◇緑の里親制度により、公園・緑地の美化、清掃などのボランティア活動が行われていますが、活動に広がりが見られない状況です。

施策のねらい

(1) レクリエーション拠点の整備

海岸や里山などの豊かな自然・景観を生かしたレクリエーション拠点となる公園・緑地を整備します。

(2) 既存の公園・緑地の再生整備

身近な公園・緑地の整備に加えて、既存の公園を対象として、地域住民のニーズに対応した再生整備を推進します。

(3) 協働※による既存公園・緑地の管理運営

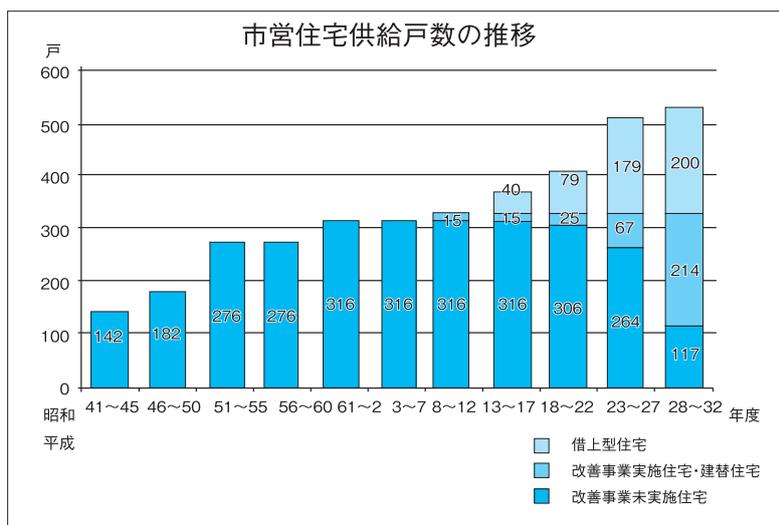
既存の公園・緑地に関しては、地域住民が愛着を持ち、親しみのあるみどりを増やしていくために協働※による管理運営を目指します。



施策目標45 安全で環境に配慮しただれにもやさしい公共建築物をつくる

現 状

- ◇昭和40年代から50年代にかけて整備された多くの公共建築物の老朽化が進んでいます。昭和56(1981)年以前の旧耐震基準で建築した公共建築物(教育施設以外)25棟の耐震診断を平成3(1991)年から実施したところ、10棟について耐震性能の不足が判明し、消防署(本署)、つつじ学園など5施設の耐震補強工事を平成17(2005)年度までに行いました。残りの本庁舎、市民文化会館など5施設については、平成20(2008)年3月に「公共施設整備・再編計画」を策定し、再整備の方針を示しました。
- ◇市営住宅の新規供給については、平成13(2001)年度から借上げ方式により整備を進め、平成22(2010)年度までに5棟79戸の住宅を供給できましたが、既存住宅については、老朽化が進む中、安全・安心な居住性確保のための改善事業の実施が必要となっている状況です。



施策のねらい

(1) 公共建築物の整備

安全で環境に配慮した快適なだれにもやさしい施設づくりを進めます。

(2) 既存住宅ストックの有効活用

市営住宅は、半数以上が築後30年以上を経過しており老朽化が顕著になっていることから、的確な整備・保全を行い、既存住宅ストックの有効活用を図ります。

(3) 住宅セーフティネットの機能向上

多様化する住宅困窮者を支援するため、市営住宅における暮らしやすい環境などの整備を進めます。

政策目標12

快適な水環境が守られるまち

〔下水道・河川〕

目指すべき将来像

- 下水道経営方針に基づき、経営の健全化、安定化が図られている
- 水洗化により多くの世帯が快適な生活を営んでいる
- 下水道の整備と水洗化普及率の向上により、川の水質が良好に保たれている
- 雨水対策が充実し、浸水被害が減少している
- 川辺の自然と人がふれあえる水辺空間が整備され、多くの市民に親しまれている
- 下水道の長寿命化が進められている



施策目標

施策目標46	下水道経営を健全に安定して行う
施策目標47	公共下水道(雨水・汚水)・河川を整備する
施策目標48	下水道・河川施設の信頼性を確保する

指 標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

昭和38(1963)年度より着手した公共下水道の污水施設は、順調に整備率を延ばしています。平成21(2009)年度末の整備率は、96.3%と県内の平均より高く、公衆衛生、生活環境の向上が図られ、河川の水質が改善されるなどの効果が得られています。

雨水施設は、面整備率が46.9%と低いことや、河川整備が遅れていることから、近年浸水被害が数多く発生し、その軽減を図るため、雨水施設や河川の整備を進めます。また、河川の整備にあたっては、周辺の空間との調和を図り、市民に親しまれることを目指します。

指標1 公共下水道(污水)整備率

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
96.3%(平成21年度)	99.5%	100%
(目標設定の考え方) 生活環境の改善が進んでいるかを測ります。 平成20年度策定の「茅ヶ崎市下水道整備方針」における5つの重点施策である生活排水処理に基づき、市街化区域の面整備率については、平成28年度100%を目標値としています。今後の市の施策展開により、毎年0.53%ずつ増加することを目標としました。 なお、平成29年度以降、市街化調整区域については、総合的に判断して整備手法について定めてまいりますので、目標設定には含めておりません。		

表. 公共下水道(污水)整備率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
95.1%	95.4%	95.7%	95.9%	96.3%



指標2 公共下水道(雨水・雨水幹線)整備率

	基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
雨水	46.9%(平成21年度)	48.5%	49.8%
雨水幹線	88.9%(平成21年度)	96.3%	100.0%

〔目標設定の考え方〕
 浸水対策が進んでいるかを測ります。
 平成20年度策定の「茅ヶ崎市下水道整備方針」における5つの重点施策である浸水対策に基づき、市街化区域の面整備率については、平成41年度56%を目標値として設定しています。今後の市の施策展開により、毎年0.26%ずつ増加することを目標としました。
 また、市街化可区域の雨水幹線整備率については、浸水被害が発生している地区の主要な管渠から整備に着手します。
 平成30年度までに100%の整備を目標値として設定しています。今後の市の施策展開により、毎年1.23%ずつ増加することを目標としました。

表. 公共下水道(雨水・雨水幹線)整備率

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
雨水	45.5%	45.9%	46.2%	46.7%	46.9%
雨水幹線	82.4%	85.2%	86.5%	87.6%	88.9%

指標3 河川整備の進捗率

	基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
	47.1%(平成21年度)	50.6%	62.4%

〔目標設定の考え方〕
 治水対策が進んでいるかを測ります。
 本市の中央部を東西に流れている千ノ川は、既に左岸側の整備が完了しており、平成21年度まで全体の47.1%が整備済みとなっております。
 平成21年度策定の「千ノ川整備実施計画」に基づき、平成43年度までに護岸整備完了の予定であり、河川護岸の整備率を目標としました。

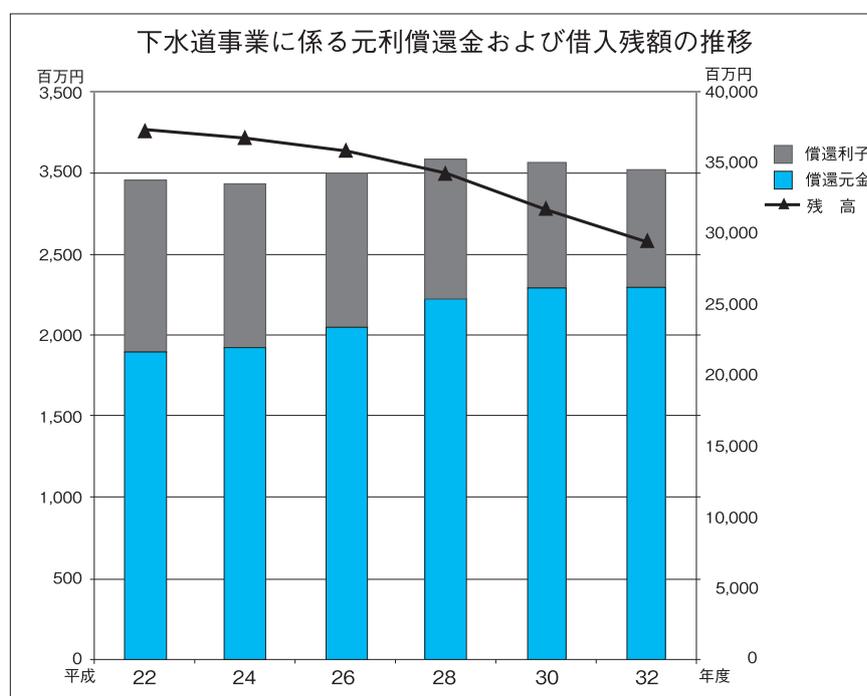
表. 河川整備の進捗率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
47.1%	47.1%	47.1%	47.1%	47.1%

施策目標46 下水道経営を健全に安定して行う

現 状

- ◇公共下水道事業は、昭和40(1965)年度から下水道事業特別会計として経理していますが、平成24(2012)年4月からの地方公営企業法適用に向け、平成21(2009)年度から移行業務を行っています。
- ◇公共下水道が整備済であるにもかかわらず、平成21(2009)年度末で約4.6%の世帯が公共下水道に接続していません。



施策のねらい

(1) 下水道経営の健全化・安定化

平成24(2012)年4月からの地方公営企業法適用に伴い、下水道経営の方針を樹立し、経営の健全化、安定化を図ります。

(2) 水洗化普及率の向上

公共下水道供用開始告示区域内の水洗化普及率100%を達成するための指導・啓発に努めます。

施策目標47 公共下水道(雨水・污水)・河川を整備する

現 状

- ◇公共下水道事業は、污水施設を先行して整備した結果、污水施設の整備率は、平成10(1998)年度末で88.6%でしたが、平成21(2009)年度末までの整備により96.3%まで進捗し、公衆衛生や生活環境が向上し、市域を流れる河川の水質が改善されるなどの効果が得られています。
- ◇雨水施設の整備率は、平成10(1998)年度末で42.6%であり、平成21(2009)年末までの整備により46.9%まで進捗しましたが、雨水施設の整備不足と近年多発する集中豪雨により、浸水被害が多く発生しています。
- ◇合流式下水道区域は、雨天時に管きよに流れ込む雨水の量が多くなると、雨水で希釈された下水の一部が公共用水域に排出されます。そこで平成19(2007)年度から合流式下水道緊急改善事業として、国道134号の地下に貯留管を設置しています。
- ◇茅ヶ崎市の代表的な河川である千ノ川は、市のほぼ中央を東から西に流れており、市管理区間の総延長約1.7kmに対して、約0.8km(約47%)の護岸が整備済みとなっていますが、流下能力不足による被害が発生しています。

施策のねらい

(1) 計画的な公共下水道施設の整備

公共下水道は、生活環境の改善をするとともに、河川や海などの公共用水域の水質を保全し、健全な水環境を守るという役割を担う重要な都市基盤であることを認識し、快適環境都市づくりに向けて計画的に公共下水道施設の整備を推進します。

(2) 雨水対策

雨水対策は、下水道事業の重要な役割のひとつであり、その対策にあたっては緊急度を考慮し、雨水排除能力の確保に加えて、面的な対策である貯留・浸透などの流出抑制対策も含めた方策を検討し、浸水の少ない安全なまちづくりを目指します。

(3) 河川整備

河川整備は、治水を基本としながら、条件の整った区域では、親しみやすい水辺空間を創造することで、川辺の自然とふれあいを通じた心豊かな暮らしの実現に向けた整備を、計画的に推進します。

施策目標48 下水道・河川施設の信頼性を確保する

現 状

- ◇公共下水道事業は、昭和38(1963)年度に東海岸排水区から施設整備に着手し、平成21(2009)年度末まで約647kmの管路を整備しています。平成25(2013)年度以降には、管路の標準耐用年数の50年を迎える施設が、年々増えていきます。
- ◇平成9(1997)年度以降に整備した下水道施設約120kmについては、耐震性が具備されていますが、管きょ全体の約8割に相当する平成8(1996)年度以前に整備した施設については、耐震化されていません。

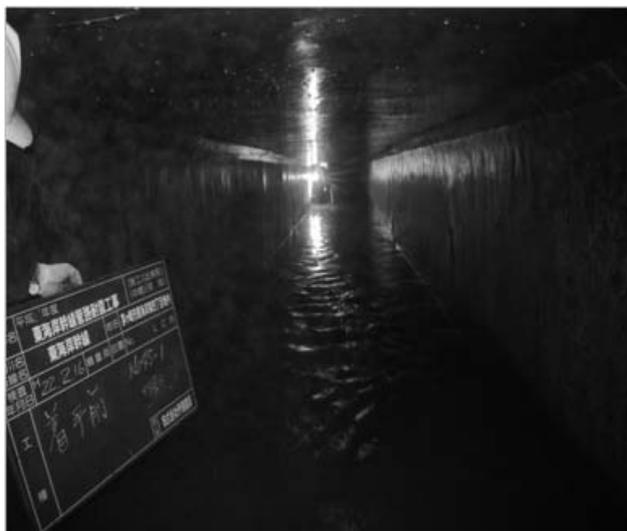
施策のねらい

(1) 管路の耐震化と計画的・効率的な改築

緊急輸送路に埋設されている管路や避難所からの排水を受ける管路の耐震化に着手するとともに、下水道維持管理計画を策定し計画的・効率的な改築事業に着手します。

(2) 河川・水路の改修と計画的な維持・管理

河川・水路の改修や計画的な維持・管理を行い、市内の浸水箇所を無くし安全で快適な生活を確保します。



政策目標13

地域の魅力と活力のある産業のまち

〔産業・雇用〕

目指すべき将来像

- 地場製品のブランド化が進み、茅ヶ崎の魅力の発信により、まちが活性化している
- 商業や農業・水産業の後継者が増加している
- 既存企業の操業環境が充実され、新たな企業立地や雇用が創出されている
- 観光のネットワークが形成されている
- 市民生活の利便性の高い都市拠点を整備され、活力あるまちとなっている



施策目標

施策目標49	多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する
施策目標50	農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める
施策目標51	充実感をもって働けるための就労を支援する
施策目標52	地域特性に配慮した都市拠点を整備する

基本理念1
ひとづくり基本理念2
地域づくり基本理念3
暮らしづくり基本理念4
まちづくり基本理念5
行政経営

指 標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

茅ヶ崎市の高い知名度や地域資源、企業の先端技術などを生かしながら、各産業の連携を促進し、生産性の向上やブランド価値の創造などの環境づくりを進め、多くの人々が訪れる魅力と活力を育てるとともに、市内での雇用創出を図ります。

茅ヶ崎市の産業は、農業・漁業、商業、工業のそれぞれにおいて、高齢化が進み、後継者不足の影響もあり、従業者や事業者数が減少傾向にあります。

市内における新規開設事業所数の増加、農地の有効活用による優良農地の保全、農業経営の規模拡大、経営改善などを支援し、まちの活性化を目指します。

指標1 市内事業所数と従業者数

	基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
市内事業所数	6,287事業所(平成21年度)	6,000事業所	6,500事業所
従業者数	58,541人(平成21年度)	55,000人	58,000人

〔目標設定の考え方〕
 市内の事業所数と従業者数の状況を測ります。
 「小売業年間販売額」や「製造品出荷額」は、平成13年から微増傾向にあるものの、事業所数及び従業者数は減少傾向にあります。
 関係団体と連携し、新たな事業者の起業支援や企業の誘致などにより、産業の安定的な持続に努めます。
 経済状況などの影響により、中間値では目標値の減少が考えられますが、平成32年度には平成13年度の事業所数(6,581事業所)と従業者数(58,128人)を維持することを目標としました。



指標2

耕地面積

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
379ha(平成21年度)	358ha	348ha
(目標設定の考え方) 農地の有効利用策が効果的に実施できているかを測ります。耕地面積は、神奈川農林水産統計年報により把握しています。 平成21年度現在、耕地面積は379haとなっており、毎年1%程度減少しています。今後も同程度の減少が続くほか、萩園地区や柳島地区での事業により約11ha程度の減少が見込まれるものです。 平成21年度現在、47haが存在し、今後も増加が見込まれる耕作放棄地について、有効利用策を効果的に推進することにより、毎年2haの解消と発生防止に努め、耕地面積348haを目標としました。		

表. 耕地面積

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
394ha	391ha	387ha	381ha	379ha

指標3

農業従事者1人当たりの年間農業産出額

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
190万円(平成21年度)	192万円	195万円
(目標設定の考え方) 農業経営の状況を測ります。 5年毎に調査する農林業センサスの農業従事者数に基づき、農業従事者1人当たりの農業産出額を指標として設定しました。平成16年度は188万円ですが、平成21年度には190万円に増加しています。 平成16年度の農業従事者数1,265人のうち約半数が60歳以上のため、新規就農者の増加を図ったとしても農業従事者数の減少は避けられないと考えられますが、農地の保全・有効利用、農業経営の規模拡大・経営改善などを推進する農業施策を実施していくことにより、農業従事者1人当たりの農業産出額については増加を見込み、195万円を目標としました。		

表. 農業従事者1人当たりの年間農業産出額

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
—	—	—	—	190万円

※農業従事者1人当たりの農業産出額の実績については、神奈川農林水産統計の市町村別年間農業産出額が平成19年分以降国の判断で調査項目から除かれたため、県の年間農業産出額から算出した推計値とする。
 具体的には、平成27年、平成32年が農林業センサス調査年であるため、各年の神奈川農林水産統計の県の年間農業産出額を農林業センサスの県農業従事者数で除し、県の農業従事者1人当たりの年間農業産出額を算出し、この額に過去のデータから1.2倍を乗じた額を茅ヶ崎市の農業従事者1人当たりの年間農業産出額として算出する。

施策目標49

多くの人々を誘う魅力あるまちづくりを支援する

現 状

- ◇茅ヶ崎ブランドの推進については、茅ヶ崎TMO※が推進すべき重点事業の一つとして取り組んでおり、その発掘・開発・育成などが期待されています。
- ◇茅ヶ崎市の産業としては、農業・漁業、商業、工業があげられますが、それぞれの分野において、従事者数や事業所数が減少傾向です。
- ◇商業は、平成9(1997)年には事業所数1778、従業者数1万1498人、売上高2685億6851万円であり、平成19(2007)年には事業所数1552、従業者数1万2297人、売上高2114億4995万円となり、事業所数と売上高は減少傾向です。
- ◇工業は、平成10(1998)年には事業所数223、従業者数1万793人、出荷額3253億8300万円であり、平成20(2008)年には事業所数161、従業者数7840人、出荷額3918億6500万円となり、事業所数・従業者数は減少していますが、一般機械製造業を中心に出荷額は増加傾向です。
- ◇観光は、平成10(1998)年には入込客数127万5348人、平成20(2008)年には入込客数140万2846人と増加しており、大岡越前祭・湘南祭や浜降祭などの観光イベントの充実により、居住者や来訪者が散策を楽しんでいます。
- ◇首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)の整備などによる交通アクセスの整備が図られ利便性が向上し、茅ヶ崎で操業する優位性の高まりが期待されています。



施策のねらい

(1) 企業の安定的な経営支援

市内企業が、安定した経営を行えるように関係機関と連携を図り、金融支援や経営指導などを行い、企業の安定した経営基盤の整備について支援します。

(2) 企業の立地支援

新たな交通網の整備を視野に入れ、企業の立地を図り、雇用の創出を支援します。

(3) 茅ヶ崎ブランド製品の販売促進支援

地域の特産品や産業の連携で、茅ヶ崎ブランド製品の創出を進めるとともに、関係団体と連携し、効果的な情報発信と流通経路の確立を支援します。

(4) 魅力ある商店街と個店の育成支援

地域の魅力を生かした商店街の育成を支援するとともに、個性ある個店の魅力づくりを、関係機関と連携して支援します。

(5) 観光資源の開発の促進

海や里山の自然に恵まれた地域の特性を生かした観光資源の開発や、既存の資源の有効活用を促進し、観光イベントを充実します。

(6) 回遊性の確保

茅ヶ崎海岸や里山公園などの観光資源や、地域に根付いた地域資源が多数存在します。多くの居住者や来訪者が利便的な移動が可能となるように、交通機関の活用も含めた回遊性を確保します。



施策目標50 農業・水産業の振興と農地・海浜の保全・活用を進める

現 状

- ◇高い生産性により、高品質な農水産物が生産されており、それを生かした市場競争力のある仕組みづくり(ブランド化)が期待されています。
- ◇農業の現状は、耕地面積は平成7(1995)年は480ヘクタールが平成17(2005)年には394ヘクタールに、農家数は817戸が689戸に減少しています。また、農業就業人口に占める60歳以上の高齢者の割合は、平成7(1995)年度58.8%であったものが平成17(2005)年度には63.8%と増えています。
- ◇農業従事者の高齢化、農業の担い手と農地の減少、耕作放棄地の発生など、農業の状況は大きく変化しており、生産力の脆弱化や農地の保全国管理などにも影響を及ぼすことが懸念されます。
- ◇食料消費をみると、量的には飽和する中で、米食の減少と畜産物、油脂類の増加が進むとともに、食の外部化が進んでいます。こうした状況の中、カロリーベースの食料自給率は、神奈川県3%、本市は2%にとどまっています。
- ◇漁獲量は、平成10(1998)年度は117トンでしたが、平成20(2008)年度は106トンでした。
- ◇漁業従事者は、平成10(1998)年度は94人でしたが、平成20(2008)年度は71人と減少傾向にあり、平均年齢も54歳と高齢化が進み、後継者問題も深刻です。
- ◇海岸侵食の状況は、昭和29(1954)年の海水面と陸地面との境界を基準としたとき、平成17(2005)年には、中海岸地区の最も後退しているところで50mです。
- ◇茅ヶ崎海岸は市民の憩いの場であり、茅ヶ崎の顔でもあり、市民の大切な宝として親しまれていますが、海岸侵食は深刻な問題となっています。市は、海岸管理者である神奈川県へ海岸侵食対策を要望するとともに、県と連携して砂を投入するなど養浜対策を講じています。



施策のねらい

(1) 異業種交流の場の提供

農業、水産業、商業による異業種交流の場の提供を継続的に行い、地産地消と新たなビジネスチャンスの創出を行います。

(2) 経営の安定化支援

農業・水産業の担い手の確保育成や経営能力の向上を図り、魅力ある産業として就労意欲が高まるような仕組みづくりを進め、経営の安定化を支援します。

(3) 地産地消の推進

農業・水産業は環境や食の安全に対する消費者の関心の高まりと地場産業振興の観点から地産地消を進めるとともに、消費地の中に生産地がある特徴を生かし地産地消の拠点づくりを進めます。

(4) 海岸侵食対策の推進

県と連携し漁港西側に堆積する砂を中海岸へ搬送するとともに、国・県などの関係機関へ海岸侵食対策事業に対する要望活動を行い、侵食対策を推進します。

(5) 海岸活用の支援

多様化する海洋レジャーに伴う海浜地の利用に対して、湘南海岸の特性が生かせるようなイベントなどの開催に対し支援します。

(6) 農地の保全・活用の推進

生産基盤整備や意欲の高い担い手への農地の利用集積を進め、優良農地の確保と有効利用を図り、農地の保全・活用を推進します。



施策目標51 充実感をもって働けるための就労を支援する

現 状

- ◇昼夜間人口比は、県内では低水準です。平成17(2005)年の昼夜間人口は、県90.3%、茅ヶ崎市78.9%です。
- ◇市内事業所数は、平成8(1996)年の6890をピークに、平成13(2001)年に6581、平成18(2006)年に6287と減少しています。
- ◇市内従業者数は、平成8(1996)年に6万117人、平成13(2001)年に5万8128人に、平成18(2006)年に5万8541人と減少しています。
- ◇平成22(2010)年9月の神奈川県の有効求人倍率は、0.42で、藤沢管内(茅ヶ崎・藤沢・鎌倉・寒川)は0.36となっています。
- ◇女性の就労機会の増大と夫婦共働き家庭の増加、生活様式の多様化により、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の重要性が高まっています。

施策のねらい

(1) 充実した労働支援の実現

関係機関と定期的な意見交換を通じ情報を共有することで連携を強化し、充実した就労支援体制を整えます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けて、市内事業所との協力体制を構築します。



施策目標52

地域特性に配慮した都市拠点を整備する

現 状

- ◇都市機能の増進や経済活力の向上、コンパクト※なまちづくりを推進するため、各拠点の整備を進めています。
- ◇辻堂駅西口周辺地区は、平成17(2005)年3月に「茅ヶ崎市辻堂駅西口周辺地区まちづくり基本計画」を策定し、藤沢市と東日本旅客鉄道株式会社とともに、辻堂駅西口の改良工事などの整備を進めています。
- ◇香川駅周辺は、平成19(2007)年5月に「香川駅周辺地区まちづくり整備計画」を策定し、関係地権者を含めた検討会を立ち上げ、駅周辺の交通基盤整備を進めています。
- ◇浜見平地区は、周辺も含め市南西部の生活・防災拠点と位置づけ、UR都市機構の団地建替え事業に併せて、平成20(2008)年1月に「浜見平地区まちづくり計画」を策定し、さらに平成22(2010)年10月に「浜見平地区まちづくり整備実施計画」を策定しました。これらの計画に基づき、平成21(2009)年度から松尾川の暗きょ化工事、平成22(2010)年度からは左富士通りの電線類地中化工事に着手しています。
- ◇萩園地区は、首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)の延伸に伴い、産業系土地利用への検討が予定されています。その推進を図るため地権者などに対し説明会を行い、事業を進めています。



施策のねらい

(1) 住宅、商業、工業などが調和した土地利用の誘導(辻堂駅西口周辺)

辻堂駅西口周辺は、隣接する藤沢市の湘南C-X(シークロス)を軸に、駅施設の改良などの整備を進め、住宅、商業や工業などが調和した土地利用へと誘導します。

(2) 交通基盤の整備・都市機能の導入(香川駅周辺)

香川駅周辺の交通基盤の整備や都市機能の導入を段階的に進めます。

(3) 公共施設・商業施設の段階的整備(浜見平地区周辺)

浜見平地区は、周辺地区も含め、少子・高齢化を考慮し、団地の建て替えに合わせ生活の利便性や防災性の向上を目指すとともに、地域に必要な公共施設や商業施設の整備を段階的に進めます。

(4) 基盤整備の推進(萩園地区)

萩園地区は、産業系土地利用への誘導を図るための基盤整備の推進を図ります。



政策目標14

農地の適正で有効な利用を図る

〔農業委員会〕

指 標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

指標1

耕作放棄地面積

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
47.0ha(平成21年度)	50.0ha	52.5ha
(目標設定の考え方) 耕作放棄地の解消策が効果的に実施できているかを測ります。 耕作放棄地面積は、平成17年度では37ha、平成21年度では47haと毎年2.5haの増となっています。今後も同程度の増加が見込まれますが、耕作放棄地の解消策として耕作放棄地解消ボランティアの活動支援、県農業サポーター制度農地の手配により毎年2.0haの農地復元を見込み、耕作放棄地面積52.5haを目標としました。		

表. 耕作放棄地面積

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
37ha	—	—	—	47ha

現 状

- ◇農地の有効利用である農地の権利移動などは、平成17(2005)年度は、1.53ヘクタールで、平成18(2006)年度は、0.3ヘクタールと減少したものの、平成20(2008)年度は、0.82ヘクタールとなっています。また、平成17(2005)年度の農地転用許可面積は、約13.6ヘクタールであり、平成18(2006)年度は、14.9ヘクタールと増加したものの、その後は減少する傾向にあり、平成20(2008)年度は、約8.3ヘクタールとなっています。

施策のねらい

(1) 適正な農地利用の管理

後継者不足に伴い農地の減少がみられる中、農地の使用貸借など利用関係の調整、交換分合による効率的な利用の促進を図ります。また、農地法に基づき転用規制の厳格化などにより農地の確保を図ります。